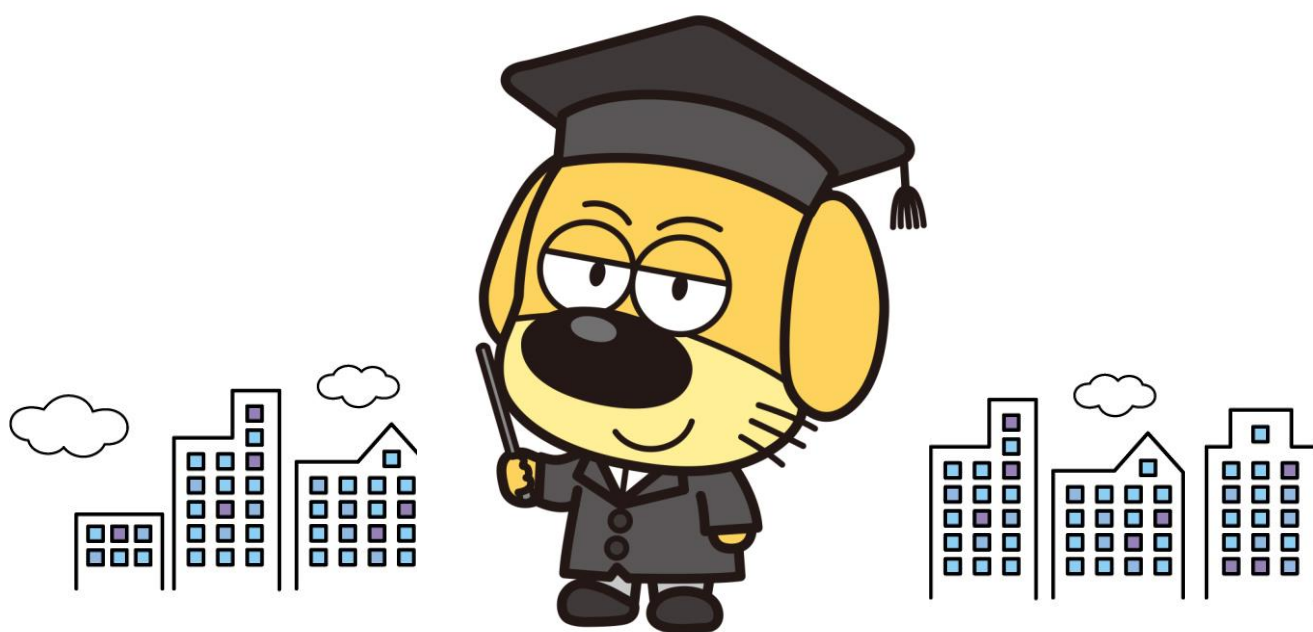


松本信金個人型プラン (個人型確定拠出年金「iDeCo」) のご案内



松本信金キャラクター「ジョン君」

 **松本信用金庫**

平成30年10月現在

【目次】

1. 個人型確定拠出年金とは・・・	P2
2. ご加入にあたりご注意いただきたいこと	P5
3. [松本信金個人型プラン](個人型確定拠出年金「iDeCo」)の仕組み	P6
4. 各関係機関の概要	P7
5. コールセンターのご案内	P9
6. インターネットサービスのご案内	P10
7. ご加入から運用までの流れ(全体像)	P11
8. お客様の加入お手続き	P12
9. 給付	P15
10. 脱退一時金	P17
11. 還付	P18
12. 運用商品リスト	P18
13. 手数料	P20
14. お問い合わせ先	P20

1. 個人型確定拠出年金とは・・・

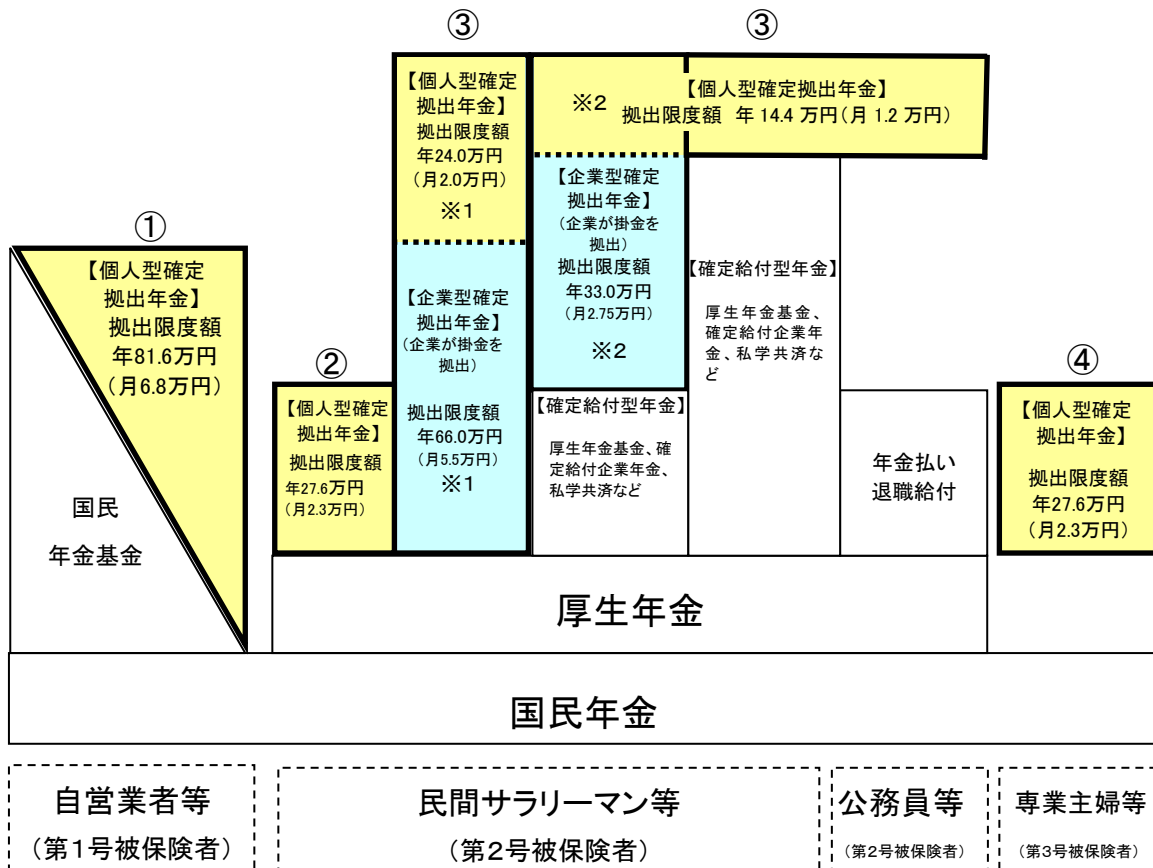
(1) 概要

確定拠出年金とは、老後の資産を自ら築いていくため、税制優遇が受けられる年金制度です。

- 確定拠出年金は、加入する方が掛金(拠出)の金額を定め、その掛金の運用を加入者の方が自身が行い、その運用の結果によって将来受け取る給付額が変動する年金制度です。
- 確定拠出年金には、企業型と個人型があります。[松本信金個人型プラン]は、加入者の方が掛金を拠出する個人型確定拠出年金です。

個人型は、自営業者等の方(第1号被保険者:下図①)、企業年金のない企業の従業員の方(第2号被保険者:下図②)、企業年金のある企業の従業員の方および公務員・私学共済加入者の方(第2号被保険者:下図③)、専業主婦等(第2号被保険者の被扶養配偶者)の方(第3号被保険者:下図④)が自ら掛金を拠出することにより加入する年金で、基本的に60歳未満のほとんどの方がご利用できます。

一方、企業型は、(月々の給与とは別に)企業が自社の年金制度として導入します。それぞれ、加入の形態に応じて、掛金の上限額(拠出限度額)が定められています。



※1 企業型確定拠出年金のみを実施する企業にお勤めの場合は、企業型確定拠出年金への事業主掛金の上限を年額 42 万円(月額 3.5 万円)とすることが規約で定められている場合に限り、個人型確定拠出年金への加入が可能
 ※2 企業型確定拠出年金と確定給付型年金を実施する企業にお勤めの場合は、企業型確定拠出年金への事業主掛金の上限を年額 18.6 万円(月額 1.55 万円)とすることが規約で定められている場合に限り、個人型確定拠出年金への加入が可能

(2) こんなメリットがあります

掛金は所得控除できます。

確定申告や年末調整等により、納付した掛金の全額を所得から控除することができます。

運用益も非課税で再投資されます。

通常、金融商品の運用益には税金（20.315%）がかかりますが、個人型年金の運用益は非課税です。
※積立金には別途1.173%の特別法人税がかかりますが、現在、課税が凍結されています。

給付金にも税制優遇があります。

老齢給付金を年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」が適用されます。

転職しても持ち運び可能です。

企業型確定拠出年金制度のある企業に転職した場合、それまで積み立てた資産を転職先の企業型制度に移換することができます。

ご自身で運用を決めることができます。

ご自身の年金の運用を、複数の運用商品の選択肢から選択します。運用途中で運用商品を変更することも可能です。また、コールセンターやインターネットにより、ご自身の年金の運用状況をタイムリーに確認することができます。

(3) 加入できる方・加入できない方

[松本信金個人型プラン] (個人型確定拠出年金「iDeCo」) に加入できる方

自営業者などの方

20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者の方

※ただし、国民年金に加入していない方、国民年金の保険料の免除（一部免除を含む。）を受けている方、および農業者年金の被保険者は、加入できません。

企業の従業員の方および公務員・私学共済加入者の方

60歳未満の厚生年金保険の被保険者および共済組合の組合員の方（第2号被保険者）

※ただし、企業型確定拠出年金を実施する事業所に勤めている方で、企業型確定拠出年金の規約に個人型年金加入者になることができると定められていない場合は、個人型年金には加入できません。

専業主婦などの方

20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者の方（第3号被保険者）

[松本信金個人型プラン] (個人型確定拠出年金「iDeCo」) に加入できない方

自営業者などの方で、国民年金に加入していない方、および国民年金の保険料の免除（一部免除を含む。）を受けている方

農業者年金の被保険者の方

企業型確定拠出年金のある企業にお勤めの方で、企業型確定拠出年金の規約に個人型年金加入者になることができると定められていない方

2. ご加入にあたりご注意いただきたいこと

原則60歳まで中途解約できません。

個人型確定拠出年金は「年金制度」であり、預金・貯金・積金ではありません。このため、死亡・重度障害など給付を受け取るための要件を満たさない場合は、老齢給付金を受け取れる年齢に到達するまで、積み立てた資産を中途解約して受け取ることはできません。

手数料がかかります。

個人型確定拠出年金に加入もしくは移換（企業型確定拠出年金から資産を持ち運ぶこと）すると、原則、毎月一定の手数料をご負担いただきます。詳細はP20の手数料の項をご確認ください。

運用結果は自己責任です。

加入者の方ご自身が「自己責任」で運用を決定していただきます。運用の結果損失が生じ、将来受け取る給付金の金額が減少した場合でも、加入者の方ご自身の責任となります。

国民年金保険料の納付が必要です。

自営業者等の方の場合は、国民年金保険料を納付していない月は、個人型確定拠出年金への掛金の納付はできません。企業等にお勤めの場合は、勤務先企業等が厚生年金保険料を納付していることを確認してください。

転職などの際は運用商品をいったん中途解約した後、改めて運用商品を選択することになります。

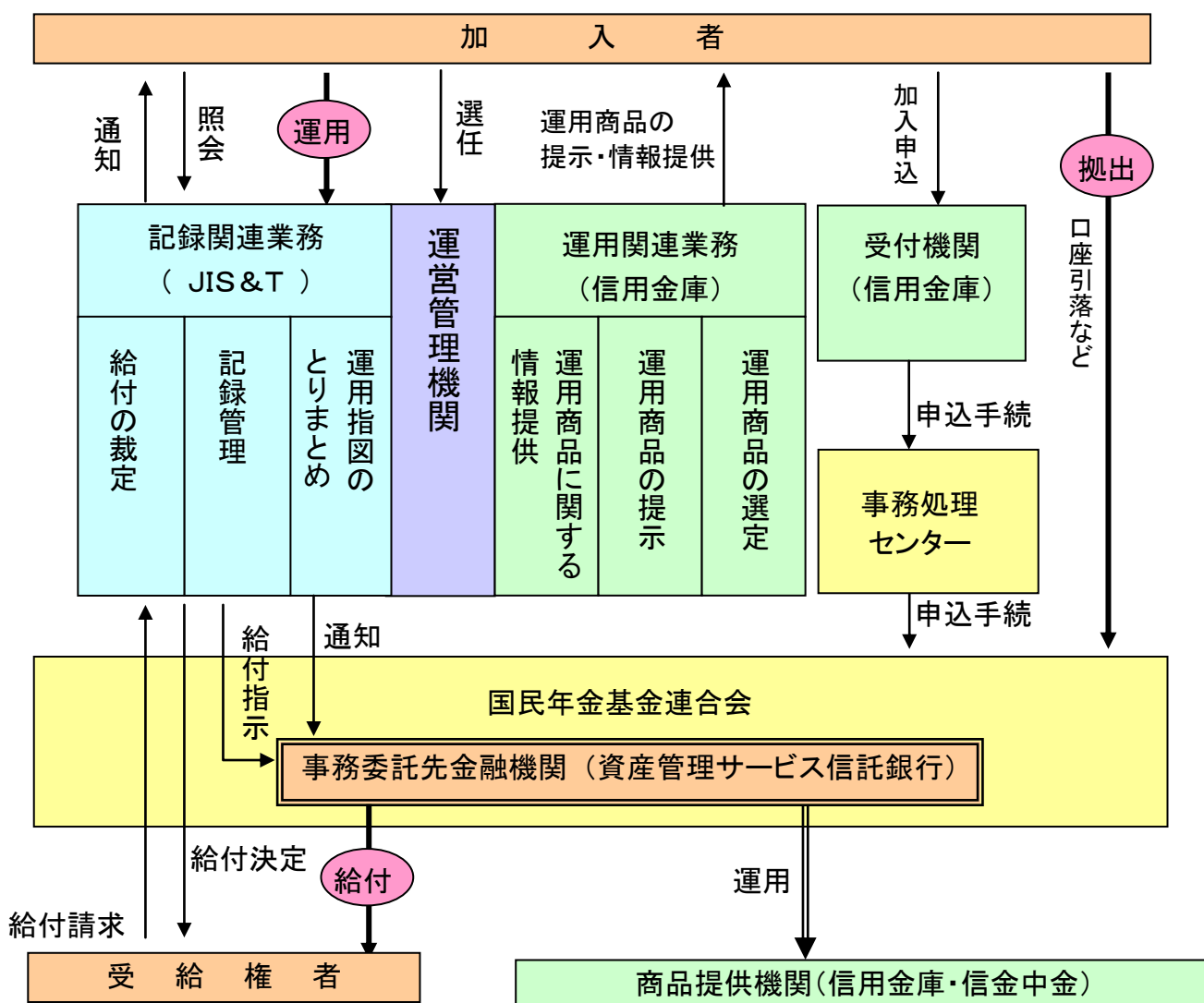
確定拠出年金は転職時などに資産の持ち運びが可能な制度ですが、転職先の企業型確定拠出年金に移換する場合、また運営管理機関を変更する場合は、運用商品はいったん中途解約することとなりますので、運用に損失がある場合は損失が表面化することがあります。（ここでいう中途解約とは年金制度内で運用商品を解約することであり、上記のとおり、一定の年齢までは年金そのものを中途解約しお手許に資産を戻すことはできません。）

3. [松本信金個人型プラン] (個人型確定拠出年金「iDeCo」) の仕組み

制度を運営する各関係機関が次の役割を担います。

- ・国民年金基金連合会……………年金規約の策定、加入資格の確認、掛金の限度額管理など
- ・松本信用金庫……………運営管理機関および商品提供機関
 - 運営管理業務のうち記録関連業務を JIS&T に再委託
 - 運営管理業務のうち情報の提供にかかる業務の一部を信金中央金庫(信金中金)に再委託。信金中金は商品提供機関でもある。
- ・JIS&T……………記録関連運営管理機関 (運用指図のとりまとめ、記録管理、給付の裁定)
- ・資産管理サービス信託銀行…事務委託先金融機関 (運用商品の購入、資産管理、給付など)

[スキーム図]



4. 各関係機関の概要

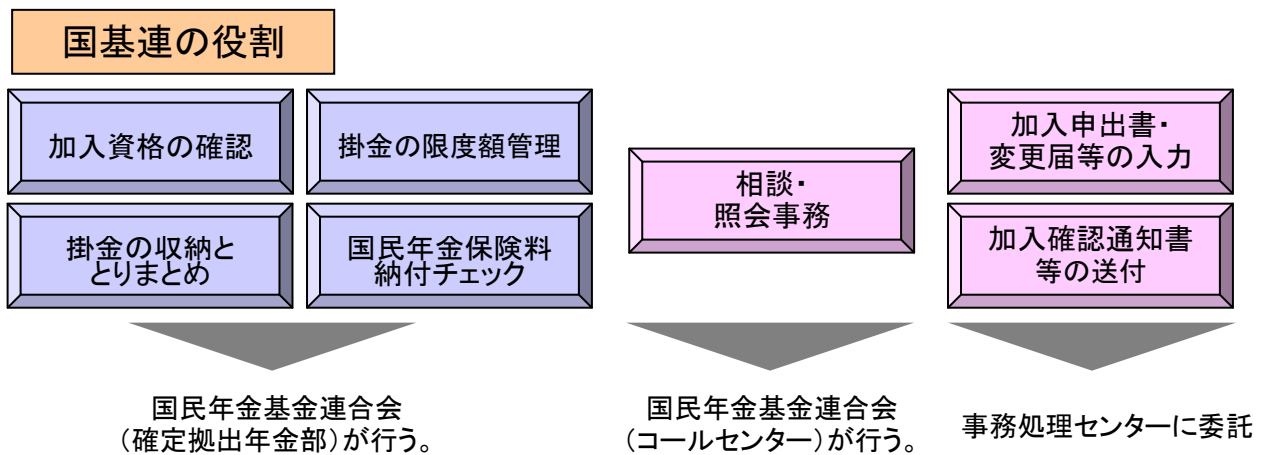
(1) 松本信用金庫

松本信用金庫の役割

1. 松本信用金庫が運営管理機関となり、お客様の確定拠出年金プランをサポートします。
 - ◆運用商品の選定・提示
 - ◆運用商品についての情報提供
 - ◆投資教育
2. 松本信用金庫が商品提供機関として、お客様の確定拠出年金プランに商品を提供します。
 - ◆投資信託商品の提供
3. その他、確定拠出年金に関する下記の業務を行います。
 - ◆個人型における加入申込み等の受付業務
 - ◆掛金拠出時の口座振替

(2) 国民年金基金連合会（国基連）

個人型確定拠出年金では、国民年金基金連合会（国基連）が制度の実施主体となります。



国基連が、加入資格、拠出限度額をチェックします。

※ 国民年金基金連合会（国基連）とは、国民年金法に基づき、国民年金基金の中途脱退者および解散基金加入員に係る年金、または遺族一時金の支払いを通算して行うことなどを目的とし、平成3年5月に厚生大臣の認可を受けて設立された機関です。平成14年からは、確定拠出年金法の規定に基づき、確定拠出年金の個人型年金の実施主体として、個人型年金規約を作成するとともに、加入者の資格の確認、掛金の収納等の業務を行っています。

(3) 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株) (J I S & T)

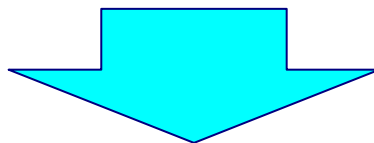
運営管理業務のうち、加入者等のデータ管理など記録関連業務を専門に行うレコードキーピング会社です。金融機関などの共同出資により設立されています。

JIS & T:
「ジスアンドティ」

JIS & Tの役割

・運営管理業務のうち、記録関連業務の実施

- ・加入者等のデータの記録管理
- ・加入者等からの運用指図のとりまとめと事務委託先金融機関への通知
- ・給付請求にかかる裁定



・加入者等の方は、JIS & Tに連絡することにより、次のことができます。

- ・自分の運用残高などの照会
- ・運用商品の変更(スイッチング)

5. コールセンターのご案内

しんきん確定拠出年金 コールセンター (信金中央金庫が運営)

電話番号: 加入者専用 0570-044-100

365日:24時間

一般 03-6202-0474

平日(土日祝日・年末年始を除く):午前9時~午後5時30分

【松本信金個人型プラン】の運用商品〔預金・投信など〕のご説明をいたします。
運用商品のご説明には次の「契約番号」が必要です。

9010201#

JIS&T コールセンター (JIS&Tが運営)

【給付専用窓口】

- いよいよ 給付
- 電話番号 : 0120-1414-92
 - オペレーター: 平日(土日祝日・年末年始を除く):午前9時~午後9時
 - 受付内容 : 給付金(老齢・障害・死亡)の請求、請求書類の記入方法等
 - 留意事項 : オペレーターによる対応のみとなります。

【給付専用窓口での受付内容以外】

- ろーごは にこにこ
- 電話番号 : 045-650-2525
 - 自動音声 : 365日:24時間
 - オペレーター: 平日(土日祝日・年末年始を除く):午前9時~午後9時
 - 受付内容 : スwitching・配分変更受付、残高・時価評価額照会、脱退・退職関連、パスワード変更等
 - 留意事項 : 受付内容によっては、JIS&Tから案内されるお客様の「口座番号」と「パスワード」が必要となります。

【共通事項】

- ・お客様がJIS&Tコールセンターにお電話いただいた場合でも、ご照会の内容によっては上記「しんきん確定拠出年金コールセンター」にお電話を転送の上回答いたします。
- ・コールセンターの営業時間はいずれもメンテナンス期間を除きます。

6. インターネットサービスのご案内

しんきん確定拠出年金インフォメーションサービス（信金中央金庫が運営）

アドレス <http://www.wam.abic.co.jp/contents/C511000/portal/scb.html>

主な内容

- ・DCハンドブック（確定拠出年金の制度概要、投資・運用の基礎など）
- ・運用商品のご案内（預金・投信などの運用商品の詳細な情報）
- ・シミュレーション（年金受給額の試算、資産配分のご検討など）
- ・用語集・よくある質問（用語解説や主なご質問への回答）

24時間・365日ご利用可能です。

JIS & Tインターネットサービス（JIS & Tが運営）

アドレス <https://www.jis-t.ne.jp/>

（上記しんきん確定拠出年金インフォメーションサービスからもアクセスできます。）

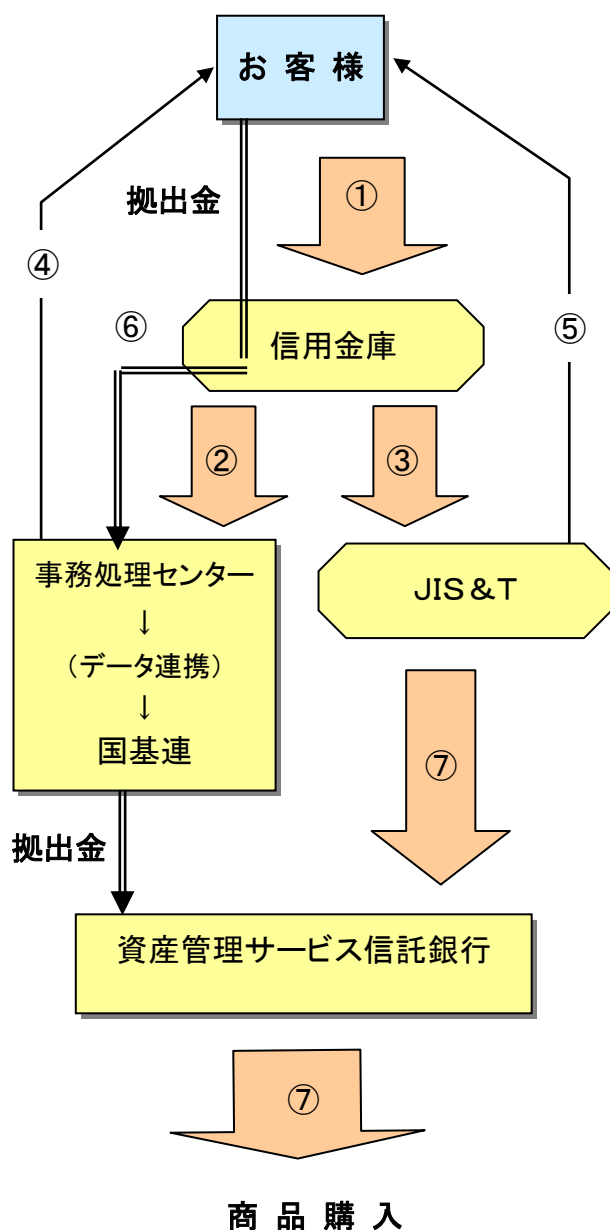
JIS & Tインターネットサービスのご利用方法

1. 口座番号、インターネットパスワードを入力後、ログインボタンをクリックしてください。
2. メニューボタンをクリックしてください。
個人ポートフォリオ、投資商品情報、個人属性、資料請求・照会の各メニューからお選びください。
3. 各メニューで提供しております個別機能をクリックしてください。
 - ★個人ポートフォリオ
 - 拠出情報照会、残高・時価評価額照会、取引履歴照会
 - 商品別配分変更
 - スイッチング(運用商品の変更)および スイッチング取消・履歴
 - ★個人属性
 - 個人登録情報照会
 - インターネットパスワード変更
 - コールセンターパスワード再発行 など

24時間・365日ご利用可能です。

インターネットサービスの営業時間はいずれもメンテナンス期間を除きます。

7. ご加入から運用までの流れ(全体像)



① 加入のお申込

信用金庫から年金制度や資産の運用に関する説明を受けたうえで、必要書類を信用金庫に提出します。(信用金庫が受付業務を行います。)

② 申込書の送付

申込書類を受け付けた信用金庫は、書類を事務処理センターに送付します。(事務処理センターから国基連にデータ連携され、国基連で加入者資格や拠出限度額の確認を行います。)

③ JIS&Tへの送付

信用金庫は、申込書類のうち一部のものをJIS&Tに送付します。

④ 加入確認通知書等の送付

国基連の加入手続きが終了すると、お客様に「個人型年金加入確認通知書」、「加入者の手引き」、「個人型年金規約」が郵送されます。

⑤ 「口座開設のお知らせ」等の送付

JIS & Tからお客様に「口座開設のお知らせ」、「CC/Webガイド」、「コールセンターパスワード」「インターネットパスワード」設定のお知らせ」が郵送されます。

⑥ 拠出(掛金の納付)

いよいよ掛金のご納付です。掛金は、信用金庫等に設けた口座からの自動引落などにより、国基連の指定口座を経て、資産管理サービス信託銀行に振り込まれます。

⑦ 運用商品の購入

お客様の運用指図は、JIS & Tを経て資産管理サービス信託銀行に送られます。運用指図にしたがい運用商品の購入が行われます。

8. お客様の加入手続き

① 加入のご検討・ご決定

信用金庫でお渡しした教材や資料等をもとに、加入について検討していただきます。

加入を決定されたら、投資・運用についての教材や資料等をもとに、資産運用についてのご理解を深めていただきます。

② 掛金額のご決定

個人型年金の掛金については、掛金を拠出する期間を、1月引落(前年12月分)～12月引落(11月分)の1年とし、この1年を単位として考えます。

この1年間(12か月)を任意に区分して年間の拠出月(年1回以上の拠出が必要)を決めることができます(この任意に区分した期間を「拠出区分」といいます。)が、具体的な納付方法は以下の2種類があります。

イ. 掛金を毎月定額で納付する方法

ロ. 納付月と金額を指定して納付する方法

a. 毎月異なる金額を納付する方法

(掛金を毎月納付するが、特定の月だけ掛金を増額する、減額する方法)

b. 指定した月のみ掛金を納付する方法

(数か月分の掛金を、特定の月にまとめて納付する方法)

なお、拠出限度額(法令で定められている掛金の上限額)は、次のとおりです。

・自営業者など(第1号被保険者)の方の場合

年 816,000円(月 68,000円)

なお、国民年金基金に加入している方、または国民年金の付加保険料を納付している方は、それぞれの掛金または保険料とあわせて68,000円が月単位の拠出限度額となります。

・企業の従業員および公務員・私学共済加入者

(第2号被保険者)の方の場合

他の企業年金等の加入状況によって異なります。

加入している他の年金制度	拠出限度額
他に企業年金制度なし	年276,000円 (月23,000円)
企業型確定拠出年金	年240,000円 (月20,000円)
企業型確定拠出年金および厚生年金基金	年144,000円 (月12,000円)
企業型確定拠出年金および確定給付企業年金	
厚生年金基金	
確定給付企業年金	
石炭鉱業年金基金	
国家公務員共済組合(長期)	
地方公務員共済組合(長期)	
私立学校教職員共済制度(長期)	

※中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)を実施している場合

第2号加入者の拠出金と事業主の拠出金の合計額の上限が月額23,000円となります。

・専業主婦など(第3号被保険者:第2号被保険者の被扶養配偶者)の方の場合

年 276,000円(月 23,000円)

前記イ.「掛金を毎月定額で納付する」場合の掛金額の単位は、「5,000円～月単位の拠出限度額以内(1,000円単位)」となります。なお、月単位の拠出限度額と掛金の差額は繰り越すことができます。(その場合は、掛金納付方法を前記ロ.の「納付月と金額を指定して納付する方法」に変更する必要があります。)

前記ロ.「納付月と金額を指定して納付する」場合の a.「毎月異なる金額を納付する方法」の掛金額の単位は、「5,000円～月単位の拠出限度額以内(1,000円単位)」となります。なお、月単位の拠出限度額と掛金の差額は繰り越すことができます。

前記ロ. b.「指定した月のみ掛金を納付する方法」の場合は、「5,000円×まとめて納付する月数」が最低掛金額となり、「月単位の拠出限度額×まとめて納付する月数」が指定した月における拠出限度額となります。よって、掛金額の単位は、「最低掛金額～指定した月における拠出限度額以内(1,000円単位)」となります。なお、指定した月における拠出限度額と掛金の差額は繰り越すことができます。

また、上記いずれの場合も、当年の拠出限度額と掛金の差額を翌年に繰り越すことはできません。

掛金額および拠出区分は原則、加入後も前年12月分から11月分(1月引落分から12月引落分)までの間で、年1回は変更可能です。

③ 運用商品のご決定

「運用商品リスト」などをもとに、お客様のライフプラン・積立目標・リスク許容度などを考慮して、掛金をどの運用商品で運用するかを検討し、掛金額に対するパーセンテージとして個別の運用商品への配分割合を決定していただきます。

④ お勤め先の「事業所登録」手続き

(第2号被保険者の方の場合)

お客様が企業の従業員および公務員・私学共済

加入者の方の場合(第2号被保険者の場合)、お勤め先の事業所が国民年金基金連合会への「事業所登録」を行う必要があります。まだ「事業所登録」を済ませていない場合でも、企業の従業員の方の場合は、加入手続き時に「加入申出書」とともに「事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書」をご提出いただくことにより加入手続きと事業所登録が同時に行われます。(公務員・私学共済加入者の方が加入手続きを行うには、お勤め先の事業所が事前に「事業所登録」を済ませておく必要があります。)

なお、第2号被保険者が個人型確定拠出年金に新たに加入する場合等の手続きにかかる事業主の協力については、法令等において協力義務が定められています。

(中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)を実施する場合) 当該制度を実施する事業所については、国民年金基金連合会への実施事業所の「事前登録」を行う必要があります。

⑤ 申込書類のご記入・ご提出

申込書類に必要な事項をご記入のうえ、信用金庫にご提出いただきます。

必要な申込書類は、次のとおりです。

個人型年金加入申出書 (必ずご提出ください。)

個人型年金加入申出書の右側の配分指定書は、上記③で決定した個別の運用商品への掛金の配分割合をJIS&Tに指図するための書類です。

運用商品の選択肢と商品番号は、「運用商品リスト」を参照してください。

個人情報提供に関する同意書 (必ずご提出ください。)

JIS&Tが記録管理するお客様に関する個人情報(性別、生年月日、基礎年金番号、掛金額、積立残高など。)について、当金庫および信金中央金庫がJIS&Tから提供を受け、その情報をお客様へのサービスのために使用することに関してお客様からご同意をいただくための書類です。

・事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書(企業の従業員の方の場合)
・第2号加入者に係る事業主の証明書(公務員・私学共済加入者の方の場合)

(第2号被保険者の方のみご提出ください。)

お勤め先の事業所から発行してもらってください。用紙が必要な場合は、信用金庫にお申し付けください。(第1号被保険者および第3号被保険者の方は不要です。)

加入者月別掛金額登録・変更届

(納付月と金額を指定して納付する方の場合)

掛金を毎月定額で納付する方は提出不要です。

なお、特定の月にまとめて納付する場合でも、12月引落分の掛金額は必ず指定する必要があります。

この他にも、お客様のご事情等により必要になる書類があります。

詳しくは、信用金庫の窓口にお問い合わせください。

⑥ 「加入確認通知書」等のお届け

国民年金基金連合会においてお客様の加入資格等が確認されたら、国民年金基金連合会からお客様へ次の書類が郵送されます。

個人型年金加入確認通知書

国民年金基金連合会がお客様の加入資格を確認したことの通知書です。大切に保管してください。また、掛金のご納付に関するお知らせ(口座引落を指定された方は、引落金融機関、引落開始日等)も記載されていますので、ご確認ください。

加入者の手引き

制度の仕組みや手続きについて、ご注意ください。また、国民年金基金連合会が作成したものです。

ぜひご一読ください。

個人型年金規約

確定拠出年金法に基づき、個人型年金を実施するため、国民年金基金連合会が定めたものです。

加入者引落予定のお知らせ

「加入者月別掛金額登録・変更届」を提出した場合のみ郵送されます。

なお、万一お客様に加入資格がない場合には、「加入者資格不該当通知書」が郵送されます。

⑦ 口座開設のご案内

JIS&Tからお客様へ次の書類が郵送されます。

口座開設のお知らせ

お客様の「加入者口座番号」が記載されています。

この「加入者口座番号」は、JIS&Tのコールセンターやインターネットサービスを利用するときに必要となりますので、他の方の目に触れないように大切に保管してください。

CC/Webガイド

JIS&Tのコールセンター(CC)、インターネットサービス(Web)の内容やご利用方法をまとめたリーフレットです。ご活用ください。

同送

圧着
ハガキ
にて
郵送

「コールセンターパスワード」「インターネットパスワード」設定のお知らせ

この「パスワード」は、JIS & Tのコールセンターやインターネットサービスを利用するとき必要となりますので、他の方の目に触れないように大切に保管してください。

⑧ 掛金のご納付

掛金の納付方法は次のとおりです。

- ・第1号被保険者の方の場合：
 - ・指定口座（お客様の個人口座）からの自動引落
- ・第2号被保険者の方の場合：
 - お勤め先の登録状況によって、次の2方法から選択できます。（ただし、中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)での納付方法は、給与からの天引に限ります）
 - ・給与からの天引
 - ・指定口座（お客様の個人口座）からの自動引落
- ・第3号被保険者の方の場合：
 - ・指定口座（お客様の個人口座）からの自動引落

指定口座からの自動引落にて納付される方の場合

当月分の掛金の納付日は、翌月の26日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）です。（例えば、1月分の掛金は、2月26日に自動引落により納付します。）

また、数か月分の掛金を特定の月にまとめて納付する場合は、指定した月の最後の月の翌月の26日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）に自動引落により納付します。（例えば、1月～6月分をまとめて納付する場合は、7月26日に自動引落により納付します。）

納付日に指定口座から自動引落されることとなりますので、残高不足にならないようご留意願います。なお、万一残高不足により自動引落ができない場合は、その月は掛金の納付がなかったものとみなして処理されます。後からまとめて納付することはできません。

また、掛金を前もってまとめて納付すること（前納）もできません。

⑨ 運用商品の購入

ご納付いただいた掛金で「配分指定書」に従い運用商品の購入処理が行われます。

加入のお申込みから運用商品の購入まで、掛金の納付時期によりますが、最短で2～3か月程度かかります。

⑩ 運用の変更

掛金の運用商品への配分割合（パーセンテージ）は随時変更できます。変更する場合は、JIS & Tのコールセンターまでお電話するか、またはJIS & Tのインターネットサービスをご利用ください。

また、ある運用商品で積み立ててきた資産を別の運用商品に預けかえることも随時できます。（これをスイッチングといいます。）スイッチングを行う場合

も、JIS & Tのコールセンターまでお電話するか、またはJIS & Tのインターネットサービスをご利用ください。

なお、JIS & Tのコールセンターまたはインターネットサービスを利用する場合は、JIS & Tの発行する「加入者口座番号」と「パスワード」が必要です。

配分割合の変更とスイッチングは、信用金庫の窓口では行えません。

⑪ 運用状況のご確認

お客様の年金資産の運用状況は、JIS & Tのコールセンターまでお電話するか、またはインターネットサービスをご利用することで確認できます。

なお、JIS & Tのコールセンターまたはインターネットサービスを利用する場合は、JIS & Tの発行する「加入者口座番号」と「パスワード」が必要です。

このほか、年1回、JIS & Tからお客様へ資産などの状況のご報告（「お取引状況のお知らせ」）を郵送します。（毎年12月末現在の状況を翌年1月にご報告します。）お客様の運用状況についてご確認下さい。

⑫ 変更のお届け

掛金額および拠出区分を変更（原則、前年12月分から11月分（1月引落分から12月引落分）までの間で、年1回のみ変更することができます。）する場合は、お客様ののお名前やご住所などを変更される場合は、お申し込みになりました信用金庫の窓口にて変更手続きを行って下さい。

⑬ 所得控除

所得税の計算において、納付した掛金の全額がお客様の「所得控除」の対象額となります。

第1号被保険者の加入者、第2号被保険者の加入者（個人払込）、第3号被保険者の加入者として掛金引落しがある方の場合、当年1月から9月に掛金引落しがある場合は当年10月下旬（当年1月から9月に掛金引落しがなく、当年10月から12月に掛金引落しがある場合は翌年1月下旬）に、国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」が送付されますので、年末調整または確定申告により所得控除の手続きを行ってください。

第2号被保険者の加入者（事業主払込）の方は、社会保険料と小規模企業共済等掛金の額との合計額を控除した残額に相当する金額の給与等支払いがあったものとして、源泉徴収額が算出されます。（この場合、国民年金基金連合会から「小規模企業共済等掛金払込証明書」は送付されません。）

なお、中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)を利用した場合は、加入者掛金分がお客様の「所得控除」の対象額となります。

9. 給付

(1) 給付の種類

確定拠出年金の給付は、給付事由の違いによって次の3種類があります。

- ・老齢給付金
- ・障害給付金
- ・死亡一時金

確定拠出年金は、年金制度として税制上の優遇措置が実施されている関係上、障害給付金の受給要件を満たした方を除き、存命中は一定の年齢になるまで資産を引き出すことはできません。(ただし、一定の条件を満たした方には「脱退一時金」の制度があります。)

(2) 給付の受給権者

給付は、給付を受け取る権利を保有している方(受給権者)からの請求に基づいて、JIS & Tが給付条件を満たしているか否かを裁定し、その結果に基づき事務委託先金融機関(資産管理サービス信託銀行)から支払われます。

イ. 老齢給付金の受給要件

次の①～③の全てを満たしている場合、老齢給付金を受給することができます。

① 通算加入者等期間が次の条件を満たしていること

- 満 60 歳以上満 61 歳未満の場合
→通算加入者等期間が 10 年以上
- 満 61 歳以上満 62 歳未満の場合
→通算加入者等期間が 8 年以上
- 満 62 歳以上満 63 歳未満の場合
→通算加入者等期間が 6 年以上
- 満 63 歳以上満 64 歳未満の場合
→通算加入者等期間が 4 年以上
- 満 64 歳以上満 65 歳未満の場合
→通算加入者等期間が 2 年以上
- 満 65 歳以上の場合
→通算加入者等期間が 1 か月以上

- ② 個人別管理資産があること
- ③ 障害給付金の受給権者でないこと

「通算加入者等期間」は、個人型年金の加入者期間と運用指図者期間、ならびに企業型年金の加入者期間と運用指図者期間を所定の方法で合算した期間です。

老齢給付金は満 70 歳になるまでに請求してください。満 70 歳になるまで未請求の場合は、記録関連運営管理機関が裁定を行い、老齢給付金が一時金として支給されます。

ロ. 障害給付金の受給要件

次の①～③の全てを満たしている場合、障害給付金を受給することができます。

- ① 支給条件を満たす障害状態(障害等級の1級および2級に該当する程度の障害の状態)であること
- ② 個人別管理資産があること
- ③ 満 70 歳未満であること

障害の状態については政令(確定拠出年金法施行令第 19 条)で規定されています。(具体的な内容は、国民年金法第 30 条第 2 項(国民年金法施行令第 4 条の 6)を参照してください。)

障害給付金の受給を請求できるのは、障害認定日以降です。障害認定日とは、それにより障害状態となった傷病の初診日から起算して 1 年 6 か月を経過した日(その期間内に傷病が治った場合はその日)です。

満 70 歳になるまで未請求の場合は、老齢給付金として支給されます。

ハ. 死亡一時金の受給要件

次の①～③の全てを満たしている場合、死亡一時金を受給することができます。

- ① 加入者等が死亡したこと
- ② 個人別管理資産があること
- ③ 死亡一時金の請求者が受給権者であること

加入者等が生前に死亡一時金の受取人をあらかじめ指定している場合はその指定されている人が請求します。(死亡一時金の受取人として指定できるのは、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹です。)

死亡一時金の受取人として指定された人が死亡している場合はその指定は無効となります。

死亡一時金の受取人の指定がない場合、またはその指定が無効となっている場合は、次の順序で受給権者が決まります。

- a. 配偶者
- b. 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、加入者等の死亡当時に加入者等の収入によって生計を維持していた人
- c. bのほか、加入者等の死亡当時に加入者等の収入によって生計を維持していた親族
- d. 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順で、bに該当しない人

受給権者がいない場合は、死亡した加入者等の相続財産とみなされ、民法の規定が適用されます。

死亡してから 5 年間請求がない場合は、受給権者がいないものとみなされます。

(3) 年金給付の受給期間と受給月

老齢給付金および障害給付金は、年金で受け取る方法と、一時金で受け取る方法があります。

年金で受け取る場合の受給期間(受給年数)と受給月は、次のとおりです。

イ. 年金の受給期間(受給年数)

老齢給付金と障害給付金で、年金で受け取る場合の受給期間(受給年数)は、受給権者が裁定請求時に5年以上 20 年以下の範囲内で年単位で指定してください。

ロ. 年金の受給月

老齢給付金と障害給付金で、年金で受け取る場合の1年間での受給回数は、受給権者が次の選択肢から裁定請求時に指定してください。

受給月は、受給回数に応じ、それぞれ次のとおりです。

- ・受取回数年1回の場合 12 月
- ・受取回数年2回の場合 6、12 月
- ・受取回数年3回の場合 4、8、12 月
- ・受取回数年4回の場合 3、6、9、12 月
- ・受取回数年6回の場合 偶数月
- ・受取回数年12 回の場合 毎月

初回の受給月は、JIS & Tで裁定が完了した翌月以降の受給月です。

給付のための運用商品の売却(払出)処理は、受給月の第1営業日を売却(払出)日として処理されます。

受給日は、受給月の20日です。(20日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)

受給の都度、給付金の中から手数料が徴収されます。(P22「13. 手数料」をご参照ください。)

(4) 老齢給付金と障害給付金の給付

イ. 受給方法

次の①～②の受給方法から選択して受給することができます。原則年金での受給ですが、受給権者が裁定請求時に全額一時金または一部一時金での受給を指定することができます。

①分割払年金

- ・年金資産額を一定期間、分割して受給できます。
- ・年金の受給にあたっては、あらかじめ受給期間(5年～20年の1年単位)を選択することができます。
- ・万が一、受取人が受給期間中に死亡された場合には残りの資産額を一時金として遺族の方が受給できます。
- ・資産の運用は継続するため、運用実績により受取額が変動します。

②一時金

- ・積立資産を一時金として受給できます。

ロ. 5年経過以後の年金の一括受取

受給権者は、給付の受給が開始された日の属する月から起算して5年を経過した日以後に、残りの年金を一括して受け取ることを申出ることができます。(繰上一時金)

ハ. 給付額の算定方法

年金たる老齢給付金または障害給付金の給付の額の算定方法は、次のとおりです。

- ・分割払年金

・年金たる老齢給付金または障害給付金の給付の額は、裁定請求日の属する月の前月末日における個人別管理資産額を運用商品別の数量に換算した数量をそれぞれ受給予定期間の年数で除した売却数量を売却した合計額とします。このとき1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとします。

・各受給日の受給にかかる売却数量は、売却日の前営業日を基準日として運用商品毎に計算します。運用商品別の売却数量は、基準日における運用商品別の数量を残存する受給予定回数で除した数量とします。このとき、運用商品の売却数量に最小売却単位未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てるものとします。

・定期預金の場合は、預入日の新しい順に売却(払出)します。

なお、障害給付金については、受給権者は5年毎に受給期間または給付額を見直すことができます。

二. 受給開始月

受給権者がJIS & Tに裁定請求を申し出た日の属する月の翌月から起算されます。

ホ. 過少になったことによる年金額の変更

個人別管理資産が過少(当初予定額の2分の1以下)となった場合は、受給権者は年金額の変更が1回に限り認められます。ただし、障害給付金については、年金額変更は1回に限定されません。

年金額変更の申出は、変更月の前月20日までにJIS & Tに申し出てください。

ここでの「変更」は、年金額の変更であって、受給期間の変更を意味しているものではないことにご留意ください。

ヘ. 一部一時金の額

老齢給付金または障害給付金の一部を一時金とする場合は、受給権者は1回に限り請求できます。

一部一時金の額は、裁定請求日の前月末日の個人別管理資産の数量に対して、受給権者が指定した割合(全商品一律10%～90%の範囲内で10%刻み)で裁定請求日の翌月第1営業日に売却(払出)し、その結果として算出された金額です。

(5) 死亡一時金の給付

死亡一時金は、一時金としてのみ受給できます。(年金での受給はありません。)

(6) 受給のお手続

給付をお受け取りいただくには、定められた書類書類をご提出いただくことになります。

次の給付のご請求や届出に関する書類書類のご請求やご照会は、JIS & Tのコールセンターに直接お電話してください。

- ・老齢給付金のご請求
- ・障害給付金のご請求
- ・死亡一時金のご請求

- ・事前の死亡一時金受取人のご指定またはご変更
- ・給付金の受取口座のご変更
- ・受給権者の死亡のお届出

・繰上一時金のご請求
JIS & Tのコールセンターへの電話の際には、「加入者口座番号」と「パスワード」が必要になります。

10. 脱退一時金

脱退一時金とは、当分の間の措置として、一定の条件を満たす方について一時金の受取を認める制度です。

なお、平成 29 年 1 月 1 日に施行された法律により、脱退の要件が変わりました。そのため、加入者資格を喪失された日が平成 29 年 1 月 1 日より前の方は旧法の脱退一時金支給要件が適用されます。

(1) 脱退一時金を受け取るための要件

次のイ、ロ、ハのいずれかに該当する場合は、脱退一時金の支給を請求することができます。

イ. 資格喪失日が平成 29 年 1 月 1 日以降であり、以下の

①～⑤を全て満たしている場合

- ① 国民年金の保険料免除を受けていること
- ② 障害給付金の受給権者でないこと
- ③ 通算拠出期間(企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間を所定の方法で合算した期間)が1か月以上3年以下、または、請求した日における個人別管理資産額(所定の方法で計算された額)が25万円以下であること
- ④ 企業型年金加入者資格または個人型年金加入者資格のいずれかを喪失してから2年を経過していないこと
- ⑤ 企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金の支給を受けていないこと

ロ. 資格喪失日が平成 28 年 12 月 31 日以前であり、旧法の個人型年金の加入者資格がない方が、以下の①～⑥を全て満たしている場合

- ① 60 歳未満であること
- ② 企業型年金の加入者でないこと
- ③ 障害給付金の受給権者でないこと
- ④ 企業型年金加入者資格または個人型年金加入者資格のいずれかを喪失してから2年を経過していないこと
- ⑤ 通算拠出期間(企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間を所定の方法で合算した期間)が1か月以上3年以下、または、請求した日における個人別管理資産額(所定の方法で計算された額)が 50 万円以下であること
- ⑥ 企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金の支給を受けていないこと

ハ. 資格喪失日が平成 28 年 12 月 31 日以前であり、旧法の個人型年金の加入者資格がある方が、以下の①～⑤を全て満たしている場合

- ① 継続個人型年金運用指図者(企業型年金加入者の資格喪失後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者となることなく個人型年金運

用指図者となった者で、その申出をした日から起算して2年経過している者)であること

- ② 障害給付金の受給権者でないこと
- ③ 通算拠出期間(企業型年金加入者期間と個人型年金加入者期間を所定の方法で合算した期間)が1か月以上3年以下、または、請求した日における個人別管理資産額(所定の方法で計算された額)が 25 万円以下であること
- ④ 継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内であること
- ⑤ 企業型年金の加入者資格喪失時に脱退一時金の支給を受けていないこと

(2) 脱退一時金の請求のお手続

イ. 個人型年金運用指図者の方の場合

JIS & Tにご請求いただけます。

ご請求の際は、定められた手続書類をご提出いただくこととなります。

ご請求に関する手続書類用紙のご請求やご照会は、JIS & Tのコールセンターに直接お電話してください。

なお、加入者は運用指図者になった後のお手続きとなります。

ロ. 個人型年金運用指図者以外の方(企業型年金の資格を喪失された方など)の場合

国民年金基金連合会にご請求いただけますが、ご請求の受付は受付金融機関である信用金庫の取扱店で行います。

ご請求の際は、定められた手続書類をご提出いただくこととなります。

手続書類用紙のご請求は、信用金庫の取扱店にお申し出ください。

なお、この場合、脱退一時金の受取時には手数料がかかります。(特定運営管理機関であるJIS & Tが 4,104 円(税込)を脱退一時金の中から徴収します。)

11. 還付

加入者の方が、① 国民年金保険料が未納であった月にもかかわらず個人型年金掛金を納付した、② 加入者被保険者種別が変更になったにもかかわらず従前の掛金を納付したことによって拠出限度額超過が発生した等の場合、国民年金基金連合会からの通知に従い、JIS&Tが納付された掛金相当額を払戻いたします。(還付)

還付額は、次の計算式で算出されます。

$$\text{還付額} = \sum (\text{商品毎の残高口数}) \times (\text{還付対象金額} / \text{個人別管理資産額}) \times \text{時価単価}$$

還付が行われた際には、JIS&Tから「お取引報告書(還付)」と「お振込報告書(還付金)」が郵送されます。

還付金の受取時には手数料がかかります。(P20「13. 手数料」をご参照ください。)

12. 運用商品リスト

種類：定期預金（元本確保型商品）

運用・販売会社：信金中央金庫

商品番号	運用商品名	選定の理由
010	信金中央金庫 401k 定期預金 (スーパー定期型) 1年もの	<ul style="list-style-type: none"> 信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関です。 信金中央金庫の総資産は、約 37 兆円です。(平成 29 年 3 月末現在) 信金中央金庫は、各格付機関から次のような格付を取得しています。 (平成 29 年 6 月末現在) <ul style="list-style-type: none"> 日本格付研究所(JCR)の長期格付 【 AA 】 格付投資情報センター(R&I)の長期格付 【 A+ 】 スタンダード&プアーズ社(S&P)の長期格付 【 A 】 ムーディーズ社の長期格付 【 A1 】 信金中央金庫の定期預金は、預金保険制度の付保対象預金であり、信用金庫の預金とは別枠で元本 1,000 万円までとその利息が保護されます。 法令上の元本確保型商品として選定しました。
011	信金中央金庫 401k 定期預金 (スーパー定期型) 3年もの	
012	信金中央金庫 401k 定期預金 (スーパー定期型) 5年もの	
013	信金中央金庫 401k 定期預金 (変動金利型) 3年もの	
014	信金中央金庫 401k 定期預金 (変動金利型) 5年もの	

種類：投資信託（元本確保型商品ではありません。）

販売会社：松本信用金庫

商品番号	運用商品名	運用会社	選定の理由
001	ダイワ投信倶楽部 日本債券インデックス	大和証券投資信託 委託株式会社 (大和投信)	<ul style="list-style-type: none"> 大和投信は確立された一定のプロセスに従って計画的な運用を実施しており、また、多面的かつ組織的なリスク管理体制を敷くとともに、監査会議を開催し、運用行為が適正に行われたかについて厳正なチェックを実施しています。 当ファンドの運用方針は、投資成果をダイワ・ボンド・インデックス(DBI)総合指数の動きに連動させることを目指して運用を行なうことを基本としており、これまで同インデックスとの連動性も良好に推移しています。 加入者等が効率的に国内の公社債に投資ができるファンドとして選定しました。
002	しんきんインデックス ファンド225	しんきんアセットマネジ メント投信株式会社 (しんきん投信)	<ul style="list-style-type: none"> しんきん投信は、ファンドの投資目的にそった効率的かつ安定的な運用を実施しており、また、法令、協会ルールおよび個別の信託約款の定めに従い運用が行われているかを総括的にチェックしています。 当ファンドの運用方針は、わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価(日経 225)に連動する投資成果の獲得を目指すものであり、これまで日経平均との連動性も良好に推移しています。 加入者等が効率的にわが国の株式に投資ができるファンドとして選定しました。

種類：投資信託（元本確保型商品ではありません。）

販売会社：松本信用金庫

商品番号	運用商品名	運用会社	選定の理由
003	しんきんトピックス オープン	しんきんアセットマネジ メント投信株式会社 (しんきん投信)	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん投信は、ファンドの投資目的にそった効率的かつ安定的な運用を実施しており、また、法令、協会ルールおよび個別の信託約款の定めに従い運用が行われているかを総括的にチェックしています。 ・当ファンドの運用方針は、わが国の株式市場全体の動きをとらえることを目標に、東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果の獲得を目指すものであり、これまで TOPIX との連動性も良好に推移しています。 ・加入者等が効率的にわが国の株式に投資ができるファンドとして選定しました。
004	ダイワ投信倶楽部 外国債券インデックス	大和証券投資信託 委託株式会社 (大和投信)	<ul style="list-style-type: none"> ・大和投信は確立された一定のプロセスに従って計画的な運用を実施しており、また、多面的かつ組織的なリスク管理体制を敷くとともに、監査会議を開催し、運用行為が適正に行われたかについて厳正なチェックを実施しています。 ・当ファンドの運用方針は、投資成果を FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動させることを目指して運用を行なうことを基本としており、これまで同インデックスとの連動性も良好に推移しています。 ・加入者等が効率的に外国の公社債に投資ができるファンドとして選定しました。
005	ダイワ投信倶楽部 外国株式インデックス	大和証券投資信託 委託株式会社 (大和投信)	<ul style="list-style-type: none"> ・大和投信は確立された一定のプロセスに従って計画的な運用を実施しており、また、多面的かつ組織的なリスク管理体制を敷くとともに、監査会議を開催し、運用行為が適正に行われたかについて厳正なチェックを実施しています。 ・当ファンドの運用方針は、投資成果を MSCI コクサイ指数(円ベース)の動きに連動させることを目指して運用を行なうことを基本としており、これまで同インデックスとの連動性も良好に推移しています。 ・加入者等が効率的に外国の株式に投資ができるファンドとして選定しました。
006	年金積立アセット・ナビゲーション・ファンド(株式 20) (「日興DCAナビ 20」)	日興アセットマネジメント 株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・日興アセットマネジメントは、長期的かつグローバルな視点と明確な投資基準、綿密な調査に基づいたファンダメンタルズ分析と高度な計量分析、高い専門性と一貫した運用プロセスを投資の哲学としており、法令遵守はもとより、さらに業務運営に係わる詳細な社内運用ガイドラインを設け、その徹底に努めています。 ・当ファンドの運用方針は、中長期的な信託財産の成長を目指しており、日本株式、日本債券、外国株式および外国債券の各インデックスファンドに投資して運用を行います。また、株式および債券の組入れ比率は、価格変動等により標準組入率から乖離した場合にはリバランスを実施します。なお、株式 20、40、60、80 はそれぞれ株式(国内株式+外国株式)の割合が 20%、40%、60%、80%となることを意味します。 ・当ファンドは、さまざまな世代のライフスタイルに合わせて、長期的な資産形成を目指すファンドです。 ・加入者等が自己のリスク許容度に応じて分散投資が可能となる商品として選定しました。
007	年金積立アセット・ナビゲーション・ファンド(株式 40) (「日興DCAナビ 40」)	日興アセットマネジメント 株式会社	
008	年金積立アセット・ナビゲーション・ファンド(株式 60) (「日興DCAナビ 60」)	日興アセットマネジメント 株式会社	
009	年金積立アセット・ナビゲーション・ファンド(株式 80) (「日興DCAナビ 80」)	日興アセットマネジメント 株式会社	

※ 「配分指定書」の「商品番号」をご記入の際は、このリストの左端「商品番号」欄をご参照のうえ、お間違えないようご記入ください。

※ 次の場合には、それぞれ掛金、償還金、または移換金について、「信金中央金庫 401k 定期預金(スーパー定期型) 1年もの」に配分のご指定があったものとみなして処理を行いますので、あらかじめご了承ください。

- ・ お客様から掛金の配分のご指定が行われなとき。
- ・ お客様が指定された運用商品が償還される等の理由により、ご指定どおりの掛金の配分処理を行うことができないとき。
- ・ お客様が指定された運用商品が償還されたとき。
- ・ お客様の資産が企業型年金または別の個人型年金から移換されたとき。

13. 手数料

[松本信金個人型プラン]の手数料は以下のとおりです。

(円、税込)

	手数料の発生時期	手数料	(手数料の内訳)			お支払方法
			国民年金 基金連合会	運営管理 機関 (注1)	事務委託先 金融機関 (注2)	
加入者	加入時	2,777	2,777	—	—	初回掛金から 差し引きます。
	加入後拋出の都度 (注3)	103	103	—	—	拋出月の掛金から 差し引きます。
	加入後毎月 (注3)	416	—	352	64	拋出月の掛金から 差し引きます。
運用指図者 (注4)	毎月	416	—	352	64	給付等時に 差し引きます。(注5)
年金受給者	毎月	416	—	352	64	給付金等から 差し引きます。(注6)
給付	給付の都度	432	—	—	432	給付金から 差し引きます。
還付 (注7)	還付の都度	1,461	1,029	—	432	還付金から 差し引きます。
移換	企業型から の移換時 (注8)	2,777	2,777	—	—	移換金から 差し引きます。

※ 上記手数料は、消費税を含んでいます。

※ 上記手数料は本資料作成日現在のもので、今後、諸般の事情により変更させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- (注1) 運営管理機関手数料は、運営管理業務の対価として、松本信用金庫に記録関連運営管理機関(JIS&T)の手数料と合わせてお支払いいただきます。
- (注2) 事務委託先金融機関とは、国民年金基金連合会から委託を受けて資産管理を行う信託銀行のことで、[松本しきん個人型プラン]の事務委託先金融機関は、資産管理サービス信託銀行です。
- (注3) 拋出月に拋出がなかった場合は、国民年金基金連合会の当該月の手数料は徴収されません。一方、拋出の有無にかかわらず運営管理機関と事務委託先金融機関の手数料は必要となり、拋出月に拋出がなかった場合、手数料(指定した月のみ掛金を納付する場合は、まとめて納付する月数分の手数料)は、次の拋出の際に掛金からまとめてお支払いいただきます。なお、毎年一定の日において未収の手数料がある場合は、個人別管理資産から取り崩します。
- ※ 取崩しは毎年2月に、記録関連運営管理機関(JIS&T)が定める方法により、松本信用金庫が定める順序で運用商品を換金することにより行います。運用商品の価額変動等のため取崩しの結果額に該当手数料額を超える部分が生じた場合は、超過分を「信金中央金庫 401k 定期預金(スーパー定期型)1年もの」に割り当てます。また、取崩しの結果額が該当手数料額に満たない場合は、該当手数料額に達するまで再度取崩しを行います。
- (注4) 運用指図者とは、加入者資格を喪失し、掛金の拋出を行わずこれまで積み立てた資産の運用指図だけを行う方のことです。
- (注5) 給付等の資産移動時に、それまでの期間分をまとめて移動される資産からお支払いいただきます。なお、毎年一定の日において未収の手数料がある場合は、個人別管理資産から取り崩します。(取崩しについては、注3を参照してください。)
- (注6) 給付等の資産移動時に、それまでの期間分をまとめて給付金等からお支払いいただきます。
- (注7) 還付とは、納付された掛金が国民年金保険料の未納付月分であった場合等に、掛金相当額が加入者等へ返還されることをいいます。
- (注8) 企業型から個人型に移換される際には国民年金基金連合会の手数料がかかります(加入時の手数料に相当します。)。なお、企業型からの移換時には、この他に企業型側の運営管理機関等の手数料がかかります。

14. お問い合わせ先

◇しきん確定拋出年金コールセンター(信金中央金庫) 電話:03-6202-0474

◇松本信用金庫 業務部 電話:0263-35-0008